

補足資料

改正	現行
<p>第3条（目的） 2 本学と<u>本部保護者会</u>に協力し、その活動を支援する。</p> <p>第4条（活動） 2 本学、<u>本部保護者会</u>及び各支部からもたらされる諸情報を収集する。</p> <p>第13条（収入及び支出） 本会の経費は<u>本部保護者会</u>からの支部活動補助費、寄付金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>付則 本会則は、<u>1995</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>2000</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>2006</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>2014</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>2018</u>年6月23日から施行する。 <u>一部改正した本会則は、2019年6月22日から施行する。</u></p>	<p>第3条（目的） 2 本学と<u>保護者会本部</u>に協力し、その活動を支援する。</p> <p>第4条（活動） 2 本学、<u>保護者会本部</u>、及び各支部からもたらされる諸情報を収集し発信する。</p> <p>第13条（収入及び支出） 本会の経費は<u>保護者会本部</u>からの支部活動補助費、寄付金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>付則 本会則は、<u>平成7</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>平成12</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>平成18</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>平成26</u>年4月1日から施行する。 一部改正した本会則は、<u>平成30</u>年6月23日から施行する。 <u>(追加)</u></p>